

代表幹事 大川 隆 司

- 1 情報公開に関するモンダイと言えは、市民が公開を求める情報を実施機関が「公開するかしないか」の問題であろうと、誰しもが考える。ところが、公開すべき情報であることに争いが無いのに、「手数料」が高すぎるために情報を手にすることが出来ないという、「手数料問題」も重大なものがあるということに気づかされた、この1年だった。
- 2 この発端は、佐藤満喜子さんを中心に取り組んできた教育委員会会議の録音データの公開請求である。2024年度は中学校教科書の採択年度に当たるので、その採択を決めた期日の会議の録音データを請求し、開示の実施方法として録音データの写し（CDへのコピー）の交付を求めた。紙の議事録より録音の方が早くできているし、ほとんどの自治体ではCDそれ自体の実費（100円前後）以外の手数料を取らないので、紙のコピーより安く上がる。
ところが、県内市町村のうち横浜市と横須賀市は、他と違っていた。横浜市は国と同様、情報量に応じて「1ファイルにつき210円」の手数料を、横須賀市は情報量「100KB までごとに200円」の手数料を、いずれもCDの実費とは別に取ることを条例で定めている。（横浜市の場合は、ファイル内の文書に頁が打ってある場合は、紙と同様「1頁につき10円」という変なルールも含まれているが、録音には関係しないので、ここでは無視する。）
- 3 横須賀市の場合、情報量は352,258KBあるとして、条例に従い70万4450円の手数料が請求された。これに対しては、直ちに手数料通知の取り消しを求める訴えを横浜地裁に提訴した。論点は①高額手数料は知る権利の実質的否定で憲法違反、②手数料は「実費の範囲内」と定める情報公開法違反、の二点である。被告の横須賀市が、どんな主張で対応するか興味があったが、第1回期日も待たずに条例の改正を議会に提案する、という挙に出た。
手数料の規定を、国と同じく「1ファイルごとに210円」に改正し、これを9月1日（私たちの情報公開請求以前）に遡って適用する、というのである。
70万円余の金額は、一挙に610円に減額された。
- 4 われわれの問題はこれで解決したと思ったが、世の中には、「1ファイルごとに210円」という国の基準それ自体に苦しめられている人がいた。
京都大学大学院の中林純教授は、公共事業の入札調書を大量に観察・分析し、情報処理をすることによって、談合の有無を解明するというテーマに取り組んでいる研究者である。当然、全国の公共事業の発注者に対し、過去にさかのぼって入札調書の情報公開を請求し、電磁情報の形でそれを受け取る場所から、研究がスタートする。その入札調書の内容をCDで受け取るに際し納付すべき手数料の額が、発注機関によって天地の差があるのだ。それは、

「1ファイル」の中身を構成する情報の量が、定まっていないことに由来する。

例えば、国土交通省の関東地方整備局や、近畿地方整備局においては、1発注機関が1年度に発注した数百件の工事に関する入札調書を一つの集合物にまとめたものを「1ファイル」とし、10年分なら「10ファイル」分、2100円（プラスCDの実費）の手数料を請求するが、同省北海道開発局は、1件ごとの入札調書（同局では「入札順位証明書」という名称）を「1ファイル」としている。従って、10年分の発注工事16,165件分の調書の情報は（CD1枚の中に納まってしまうにもかかわらず）、なんと3,394,750円という、仰天するような額の手数料を支払わなければ得られないのである。同じ情報を紙のコピーで貰えば、手数料は16万円余で済むが、その内容をあらためてPCに打ち込まなければ情報処理はできない。

- 5 そこで中林教授は、北海道開発局の上記手数料通知の取り消しを請求する訴訟を大阪地裁に提起している（行政事件訴訟法の平成16年改正により、原告の住所地を管轄する高裁所在地の地裁でも訴訟ができるようになった）。

裁判所は中林教授の訴えを、すぐに聞き届けるのではないかと誰しも思う筈である。ちなみに、公文書管理法は、「相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物にまとめなければならない」と規定し、この「集合物」を「行政文書ファイル」と呼んでいる（5条2項）。国交省の実例で言えば、関東・近畿の地方財務局の事務処理の方が、公文書管理法の趣旨に合っているわけである。また、そもそも「手数料」とは、「特定の者のためにする」事務の対価として徴収するもの（地方自治法227条参照）なので、個別の請求を待つまでもなく役所として当然なすべき事務（「集合物としてのファイル」の作成はこれに属する）の経費を、手数料で賄うことは許されない。そう考えると、中林訴訟の勝利は難しくない、と思える。

- 6 しかし、被告国側の主張は、そもそも裁判所はこのような訴えを取り上げるべきではなく、門前払いをすべきだ、というのである。手数料通知は請求者が開示方法や開示範囲を確定する前に、いわばメニューと単価を示すだけのもので、それ自身では手数料の具体的金額を確定させるものではないから、取り消し訴訟の対象にはならない、というのが国側の主張である。もう少し先にゆけば争う機会はある、というわけではない（メニューに従って収入印紙を「開示実施方法申出書」に貼付しなければ、次の段階には進めない）のだから、国の主張は結局、手数料の当否については裁判を受ける権利は保障されない、ということに帰着する。

驚くのは、上記のような国の主張をそのまま支持する判例（大阪地裁平成13年11月29日判決）が存在し、それに反する判決はまだない、という事実である。

- 7 私たちが横須賀市に対し「勝利」したニュースを知って、中林教授の研究室から昨年末連絡をいただいたので、それ以来、できる限りのアドバイスをさせて戴いているが、今後のオンブズマンの活動のためにも、中林訴訟の勝利は不可欠、と考えている。

2024(令和6)年10月4日

横浜地方裁判所 御中

第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が原告に対し令和6年9月13日付けてした公文書公開決定(横教総第18号)の付款のうち、公開実施手数料として金704,450円の負担を命ずる部分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 原告の情報公開請求と処分行政庁の対応

- (1)原告は、2024(令和6)年9月4日、横須賀市情報公開条例(甲1。以下「本件条例」という)第6条に基づき、横須賀市教育委員会(以下「処分行政庁」という)に対し、本件条例第2条第2号に定める電磁的記録としての公文書である「令和6年8月教育委員会臨時会(8月15日開催)の録音データ」(以下「本件公文書」という)の公開を請求した。
- (2)処分行政庁は、令和6年9月13日付で本件公文書の全部公開を決定したが、同決定の付款として原告に対し、公開実施手数料704,450円の負担を命じた(以下「本件付款」という)。
- (3)9月13日付の公文書公開決定通知書(甲2)および同月18日付けの「公文書公開実施にかかる手数料について」と題する文書(甲3。以下「手数料計算書」という)は同一の封筒に入れられて原告方に郵送された。
- (4)手数料計算書の説明によれば、本件公文書のデータ量は352,258キロバイト(以下「KB」と表示)であるところ、公開実施手数料は、100KBまでごとに200円の割合で計算した額(3,523×200=704,600円)に、媒体であるCD-R1枚の代金(150円)を加算し、そこから公開請求手数料(300円)を減額したものとして算出された。
- (5)この説明は、本件条例第16条第2項の規定の「公開の実施については、別表で定める公開実施手数料の額が(中略)公開請求手数料の額に相当する額を超えるときは、公文書の公開を受ける者は、当該公開実施手数料の額から公開請求手数料の額を減じた額を納めなければならない」との規定、および同項で引用されている「別表」中の、「光ディスクに複写したもの」の交付」という方法による公開実施手数料に関する規定(「1枚につき150円に100KBまでごとに200円を加えた額」)等に一致している。
- (6)しかし、以下に述べる通り、上記各規定(以下「CD 関係規定」という)は、憲法および国際人権規約が保障する知る権利を著しく制約するものであるとともに、地方自治法の許容する条例制定権を著しく逸脱する点において違法・無効の評価を免れないものである。

2 本件条例中における CD 関係規定の違憲・違法性

(1) 情報を受け取る自由(知る権利)に関する憲法上の保障

ア 20世紀以降、情報が社会生活において有する意義は飛躍的に増大したことにより、「表現の自由」を一般国民の側から再構成し、「表現の受け手の自由」(聞く自由、読む自由、見る自由)を保障するために、これを「知る権利」と捉えることが必要になってきた(芦部信義『憲法(第8版)』190頁)。

イ 「世界人権宣言」第19条が、表現の自由には「干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由」と「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由」を含むものと明記し、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(昭和57年条約第7号)が、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを、求め、受け及び伝える自由を含む。」と規定しているところに、上記のような20世紀の社会通念が反映している。

ウ 表現の自由に「情報を受け取る自由」すなわち「知る権利」が含まれていることは、このように国際条約上明らかであり、日本国憲法21条が保障している「一切の表現の自由」の中に、「表現を受け取る自由」ないし「知る権利」が含まれていると解すべきことは当然である。

(2) 情報公開法の定める手数料設定基準の限界

ア 本件条例の制定目的は、その第1条に明記されているが、その内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という)第1条の制定目的と実質的には全く同一である。

すなわち、いずれも、「公文書の公開を請求する権利に関し(行政文書の開示を請求する権利につき)定めること」により、「市(行政機関)の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の(政府の有するその)諸活動を市民(国民)に説明する責務を全うする」ことを共通の目的としている。

それぞれが追求する究極的な目的について、本件条例が「市民と市の協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与すること」と規定し、情報公開法が「国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」と規定していることの間にも、有意な差はない。

イ 情報公開法第16条第1項は、行政文書の開示を受ける者に対し、政令で定める「開示請求に係る手数料」および「開示の実施に係る手数料」を納付することを義務付けているが、その「政令で定める額」は、「実費の範囲内」であるべきことを規定している。また、同条第2項は「前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」とも規定している。

ウ 実施手数料の額を規定した同法施行令別表によれば、CD-R に複写したものの交付という方法による開示の実施手数料(「7電磁的記録」中の「ヘ 光ディスク(日本産業規格

X624I に適合する直径120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付」の欄の規定)は、「一枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額」と規定されている。

エ ちなみに「ファイル」の意義については、同施行令第13条第2項第1号に、「行政ファイル」とは「公文書管理法第5条第2項に規定する行政ファイルをいう」旨の規定があるところ、公文書管理法第5条第2項は「相互に密接な関連を有する行政文書の集合物」を指して、「行政文書ファイル」と定義している。この定義に従えば、本件公文書(教育委員会の1回分の会議の議事録)は1個のファイルで構成されているものと解されるので、情報公開法の定める基準による実施手数料の額は330円(請求手数料300円を控除すれば30円)となる。

なお、平成18年に同施行令が改正される前は、別表上の「光ディスクに複写したものの交付」の実施手数料は、「1枚につき0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額」と規定されていた。本件条例のCD関係規定は、この当時の施行令の規定を引き写したものではないかと想定される(それにしても200円ないし220円の手数料に対応する情報量の単位を、国が0.5MB=500KBと設定していたのに対して、本件条例が100KBと小刻みの設定にすることにより国の約5倍の手数料を徴することとした理由は、判らない。)

オ 情報公開法第25条は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定している。

同条(平成15年改正前の第41条)の趣旨について立法関係者は、「本条に基づき、地方公共団体が策定・実施すべき『必要な施策』とは、情報公開条例を制定していない地方公共団体にあつては、本法の趣旨にのっとり、条例の制定に努めるとともに、既に情報公開条例を制定済みの地方公共団体にあつては、本法の趣旨にのっとり当該条例の見直し等を行うことを意味する。」と解説している(総理府行政管理局編『詳解情報公開法』227~228頁)。

カ 地方自治法第14条が地方公共団体に保障している条例制定権には、「法令に違反しない限り」という条件が付せられている。同法第2条第16項も「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定して、国法遵守義務に関し、念を押しているところである。

(3) 本件条例のCD関係規定の違憲・違法性

ア 情報公開法第16条が要請する「実費の範囲内」における「利用しやすい」手数料の額は、同法施行令別表の定める水準とほぼ一致するはずである。すなわちCD-R1個に収納できる1つのファイルから成る情報の公開について、請求者に負担させることが許される手数料の限界は、数百円の範囲を超えるものではあり得ない。ちなみに同一内容の情報を

紙ベース(A4判モノクロコピー)で公開された場合の実施手数料は2000円前後と想定される。CD-Rの交付による開示は、紙ベースより簡便であり、これに要する実費が紙ベースより安価になるのは当然である。

イ しかるところ、本件条例のCD関係規定は、1つのファイルを構成する情報の量を「1単位100KB×3523単位」と把握することにより、手数料の額を一挙に3523倍の水準に引き上げる効果を有するものである。

情報公開請求に対しこのような高水準の負担を課すことは、「情報を受ける自由」すなわち「知る権利」を実質的に否定するものであるから同規定は、憲法第21条に違反して無効である。

また同規定は、実費の範囲をはるかに超え、一般市民が到底支払えない高額の実施手数料を設定するものであって、地方自治法第14条および、情報公開法第16条の趣旨を著しく逸脱する違法な条例であるから無効である。

3 結語

以上の通り、本件処分の付款のうち、本件公文書の公開手数料として金704,450円の負担を原告に命ずる部分は、違憲・違法として効力を有しない規定を根拠とするものであって、取り消しを免れない。

よって原告は行政事件訴訟法第9条に基づき、本訴を提起するものである。

【2024年12月12日条例改正案可決 12月17日公布】

資料1-4

(下線部分は改正箇所)

旧

新

別表（第16条第1項、第2項関係）

手数料の種類	公文書の種類	公開の実施方法	金額
公開実施手数料	電磁的記録	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 150 円 に 100 キロバ イトま でごと に 200 円を加 えた額
		(略)	

別表（第16条第1項、第2項関係）

手数料の種類	公文書の種類	公開の実施方法	金額
公開実施手数料	電磁的記録	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 70 円に 1 ファイルごとに 210 円を加 えた額
		光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円 に 1 フ ァイル ごとに 210 円 を加え た額
		(略)	

附 則

(略)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。

2024 年教育委員会録音データの神奈川県内一斉情報公開請求

代表幹事 佐藤 満喜子

県条例改正と川崎市での勝訴判決の後、録音公開は？

神奈川県の情報公開条例にあった「会議録作成のための録音データを情報公開請求の対象（「行政文書」）から除外する」という規定が廃止されたこと、さらに川崎市教育委員会の録音データ公開訴訟の原告全面勝利判決など、神奈川県内では、録音公開を後押しする出来事が相次いだ。いっぽう廃止された県条例と同じ規定を持っていた県内市町村はどうなっているのかも知りたい。ということで、2024年8月に、当オンプズマンとして、2024年度の教科書採択を審議した時の教育委員会会議の録音を一斉請求した。

その結果は、資料2-1の一覧表どおりである。

神奈川県がすでに廃止した“会議の録音は条例・規則で行政文書から除外される”という規定は、県内の半数以上の自治体にあったが、県の条例改正後、平塚市・小田原市・三浦市・伊勢原市・海老名市・寒川町・開成町・箱根町・湯河原町・愛川町で同様の改正が行われた。

今回の一斉請求は、除外規定が残存している7教育委員会（南足柄市・大磯町・中井町・大井町・松田町・真鶴町・清川村）を除く27教育委員会に対して行った。

平塚市以外はすべて会議録の承認・確定の時期より前に開示請求をしたつもりだったが、7教育委員会（平塚市のほか伊勢原市・座間市・葉山町・山北町・開成町・湯河原町）は、「会議録作成後消去した」との理由で「不存在」決定だった。

開示請求時に録音データが既に消去されていたということが疑わしい（教育委員会会議規則で「前回会議録の承認」を行うことが規定されているのに、承認が行われるはずの会議開催前に消去したとされる、などの理由）と思われた伊勢原市・座間市・葉山町・山北町・開成町に対し、審査請求を行った。

このうち、伊勢原市だけは、審査請求後まもなく、「廃棄済みとしたのは誤認であった」として審査請求認容の裁決をし、開示がなされた。

平塚市・座間市・葉山町・山北町・湯河原町に対しては、9月以降に教育委員会会議の日程を事前に確認したうえで、会議の開催直後に録音データを開示請求してみた。すると、平塚市・座間市・湯河原町は開示をしたが、葉山町・山北町は2回目の請求に対しても不存在を理由とする不開示決定をした（葉山町は会議開催から土日をはさんで5日後に請求したのに「消去した」、山北町は会議開催日当日に請求したところ理由を変え「行政文書に該当しない」との理由による不存在決定）。

藤沢市は、「速記業者が録音をしており市教委は録音データを保有していない」との理由で

の不存在決定であった。会議録の正確性に市教委が責任を持つためには録音データを収受する必要があると考えられ、また、横浜市において同種の事案で「業者から収受して開示すべき」との答申例があることから、審査請求を行った。

今回の請求で横須賀市の条例改正が実現

今回の一斉請求で、横須賀市は公開決定したものの、録音の交付手数料が70万4450円かかるとの連絡がきた。これは市情報公開条例の規定で、100キロバイトごとに200円と高額にされているためであった。高額な手数料規定は、市民の知る権利（憲法21条）を実質的に否定するものであり、条例制定権の範囲を逸脱するとして、2024年10月に急遽訴訟を提起したところ、横須賀市は、12月議会で条例改正を行い、9月だった今回の請求まで遡って実施するとした。今回の請求で、一気に情報公開条例改正まで実現するという成果を得た。（テーマ別報告1参照）

録音除外規定の撤廃と録音の「行政文書」としての位置づけを！

会議の公式記録が紙媒体の「会議録」だったとしても、会議を収録した電磁データである録音の重要性は、もっと認識されるべきであろう。会議での発言内容は当然だが、語気・語調や間などの様子、同席者の笑いやため息、周囲の音など、紙媒体にはない情報も含まれている。発言者や担当課が会議録作成時に確認する場合はもちろん、実際に会議録では省略されてしまった事務局説明部分が、録音公開で判明し、教育委員会への傍聴者・市民の疑念が晴れた例もある。市民にとっても、行政側にとっても録音は、大切な情報なのである。録音の除外規定を設けることは、制度上適切とはいえない。

また会議録作成後、録音を消去する教育委員会は、録音の開示・非開示を問わず多いが、録音を電磁データとしての「行政文書」と位置づければ、保存期間は電磁データの保存期間に準じることとなり、録音に関するあいまいな対応もなくなるはずである。

審査請求の結論までには、まだ相当の時間がかかりそうだが、ご注目いただきたい。

2024年教育委員会会議録音データ情報公開請求結果

自治体名	開示 不開示	開示		不開示	
		開示費用 (郵送料除く)	備考	不開示理由	備考
神奈川県	開示	80円	CD-R代		
横浜市	開示	210円	交付手数料 (メールで開示のため CD-R費用不要)		
川崎市	開示	100円	CD-R代		
相模原市	開示	70円	CD-R代		
横須賀市	開示	70万4450円 ↓ 610円	開示手数料 手数料負担取消請 求訴訟提起後、条例 改正		
平塚市	不開示			会議録確定後消 去した	
	開示	60円	CD-R代		
鎌倉市	開示	100円	CD-R代		
藤沢市	不開示			不存在(録音は 速記事務所が行 っており市は保 有していない)	審査請求中
小田原市	開示	100円	CD-R代		
茅ヶ崎市	開示	70円	CD-R代		
逗子市	開示	95円	CD-R代		
三浦市	開示		CD-Rを請求者が送 付		
秦野市	開示		CD-Rを請求者が送 付		
厚木市	開示	27円			
大和市	開示	60円			
伊勢原市	不開示 →開示	100円		会議録作成後消 去した	審査請求後(審査会 への諮問を経ず)不 開示処分取消裁決
海老名市	開示	50円			
座間市	不開示			会議録作成後消 去した	審査請求中
	開示	30円			
南足柄市	条例・規則で行政文書から除外				
綾瀬市	開示	70円			

葉山町	不開示			会議録作成後消去した	審査請求中
	不開示			会議録作成後消去した(9月25日開催の会議につき9月30日に請求)	審査請求中
寒川町	開示		CD-Rを請求者が送付		
大磯町	条例・規則で行政文書から除外				
二宮町	開示	120円			
中井町	条例・規則で行政文書から除外				
大井町	条例・規則で行政文書から除外				
松田町	条例・規則で行政文書から除外				
山北町	不開示			会議録承認により消去した	
	不開示			「行政文書」に該当しない	審査請求中
開成町	不開示			会議録作成後消去した	審査請求中
箱根町	開示	70円			
真鶴町	条例・規則で行政文書から除外				
湯河原町	不開示			会議録作成後消去した	
	開示		CD-Rを請求者が送付		
愛川町	開示	130円			
清川村	条例・規則で行政文書から除外				

※1回目の請求(教科書採択の審議日)に対し会議録作成後に消去したと回答した教委に対し、別の教育委員会会議につき会議直後に2回目の請求を行った

全国 97 教育委員会に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を実施

代表幹事 佐藤 満喜子

当オンブズマンでは、「開かれた行政」を求め、その一環として、教育委員会の公開度調査を数年おきに行っている。4回目となる今回は、「教育委員会会議」をめぐって、会議開催予告、傍聴手続き、審議・採決、記録の保存等について13項目の質問を行った。また公開度の具体的な案件の例として、今回も教科書採択をとりあげた。調査対象は、47都道府県、20政令市、県内30(神奈川県と3政令市を除く)の計97教育委員会で、調査対象期間は2023年度および2024年10月末の期間である。

今回も全ての教育委員会から回答があり、結果を報告書にまとめ、2025年4月に各教育委員会と報道機関に郵送した。特に改善を求めたい回答だった教育委員会には、要望書も同封した。※報告書および要望書の全文は資料編に掲載

教育委員会は、自治体単位に設置された独立の行政委員会であるため、教育長と3～5人程度の教育委員で構成する「教育委員会会議」は、教育行政の最終決定を行う重要な会議である。しかし、今回の回答から、記録の作成や保存期間、特に録音については様々な課題があることが判明した。傍聴者の個人情報保護への配慮にも問題が残った。

<主な結果と見解>

1. インターネットの活用が進展

殆どの教育委員会が、ホームページに教育委員会会議の開催予告や当日予定されている案件を掲載、後日に会議録・議案や資料等も掲載している。まだ少数だが、6教育委員会が審議の動画をネット配信していた。(質問1、4)

2. 傍聴希望者の個人情報の保護に配慮不足(質問2)

会議の傍聴手続きとして、傍聴希望者の個人情報を収集しているのは78教育委員会だったが、そのうち28教育委員会が、傍聴希望者の氏名・住所等を記帳簿に記入させていた。1人1枚の個票形式にして、傍聴希望者の個人情報の保護に配慮するよう求めたい。

また、7教育委員会が、記入する個人情報として年齢や職業も収集しているが、不要ではないか。(年齢、職業等も記入が必要な教育委員会及び記帳簿記入形式の教育委員会には要望書を提出)

3. 傍聴者に案件内容の判る資料配付をしてほしい(質問3)

審議資料を配布しない、配布するが案件名一覧だけでは、審議内容がわからない。5教育委員会と少数だが、資料配付を求めたい。(傍聴者に資料を配布していない教育委員会及び案件一覧のみ配布の教育委員会には要望書を提出)

4, 無記名投票が減少も、実施理由に必要性見いだせず(質問 6、7)

無記名投票を実施したのは、都道府県 4、政令市 5、神奈川県内 1 の計 10 教育委員会で、前回調査から 4 教育委員会減少した。いずれも前回調査から引き続き実施していた(質問 6)。実施案件は全て教科書採択だった。

質問 7 の無記名投票実施の理由も、前回調査時の内容と殆ど変化はなく、「静謐な環境保持」や「委員のより自由な表決となる」など、合理的、客観的な必然性は見出せない内容だった。(無記名投票採決実施の 10 教育委員会には要望書提出)

5, 非公開案件も会議録記載を(質問 9)

質問 9 は、前回も調査した質問で、非公開審議となった案件については、会議録を作成しないと回答したのは、都道府県 4、政令市 1、神奈川県内 8 の計 13 教育委員会だった。全体としては 4 教育委員会増え、しかも作成していないと回答した教育委員会の顔ぶれが大幅に入れ替わった。特に神奈川県内の 8 教育委員会が、不記載へ後退してしまったのは予想外であった。(非公開案件の会議録不記載の教育委員会には要望書を提出)

6, 教育委員会会議の録音の公開請求可否・保存期間に課題多数(質問 10・11)

情報公開法の改正に伴って、自治体の情報公開条例が見直され、紙媒体だけでなく、電磁データ(録音も含む)も「行政文書(公文書)」として扱うようになった。録音の情報公開請求を可能とした教育委員会が7教育委員会増えて、73 教育委員会になった。

「情報公開請求できない」と回答した教育委員会の多くは「録音は、行政文書ではない」「会議録作成後消去しているため」という理由を挙げているが、その判断は条例に照らして適正なのだろうか。録音の保存期間についても、会議録作成後消去や定めがないという回答が多く、ばらつきが多い。録音の扱いは、今後も取り組みが必要であろう。

7, 教科書採択の審議・採決を行う教育委員会会議は会議公開を(質問 12)

非公開を続けているのは、毎回ほぼ同じ教育委員会であり、全て都道府県の教育委員会である。教科書採択の「見える化」の第一歩でもある会議公開にすら背をむけていることは残念である。(会議非公開の 11 教育委員会には要望書を提出)

「教育委員会会議の公開度に関する調査」報告書

2025 年 4 月 24 日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子
綾部祥一郎 中村晋輔住所 231-0021 横浜市中区日本大通 17 J P R 横浜日
本大通ビル 8 階 横浜合同法律事務所内

E-mail; kana-ombuds@nifty.com

電話連絡先 090-9293-8446 (佐藤)

調査対象 47 都道府県・20 政令市・30 神奈川県内（神奈川県及び県内 3 政令市を除く）の教育委員会 合計 97 各教育委員会の教育委員会会議担当課に質問用紙を郵送

調査期間 2023 年 4 月～2025 年 11 月末の期間の範囲

回答方法 郵送またはメール・FAX

回答率 100%

質問と回答集計および見解

＜回答集計の表記方法＞

県----47 都道府県教育委員会

政----20 政令市教育委員会

神----30 神奈川県内全市町村教育委員会（神奈川県教育委員会は都道府県に、横浜市・川崎市・相模原市の教育委員会は政令市で扱ったため除外）

※全国の回答合計→（都道府県 政令市 神奈川県内）の順で内訳

（±）は過去の調査からの増減

回答は該当する英文字、「・」に○を、（ ）内は自由記述をしてください。

質問 1 市民が教育委員会会議の開催予定を知る方法は？ ※電話での問い合わせは除く 複数回答可

A、市民への事前予告はしていない-----1/97(県 1/47 政 0/20 神 0/30)
(大分県)B、ホームページに開催予告を掲載している-----94/97(県 46/47 政 20/20 神 28/30)
ホームページ予告はしていない-----3/97(県 1/47 政 0/20 神 2/30)
(予告していない大分県と庁舎掲示のみの箱根町・真鶴町)

C、教育委員会会議の席上で次回予告をしている---43/97(県 20 政 4 神 19)

D、その他の予告方法 ・庁舎に掲示-----31/97(県 9 政 4 神 18)
・広報紙に掲載-----15/97(県 2 政 3 神 10)

B、ホームページに開催予告の内訳

※ホームページ予告をしていない 3 教育委員会除く 94 教育委員会の内訳

＜会議開催予定日の掲載は（ ）日前位＞※ホームページ予告実施 94 教育委員会内訳

開催 1 年間分を予告-----6/94(県 0 政 1 神 5)

開催 60～90 日前----- 4/94(県 1 政 1 神 2)

開催 20～30 日前-----34/94(県 18 政 8 神 8)※前回終了後を含む

開催 6～19 日前-----36/94(県 18 政 7 神 11)

開催 1～5 日前-----12/94(県 7 政 3 神 2)

無記入----- 1/94(県 1 政 0 神 0)

＜審議案件の掲載は（ ）日前位＞※ホームページ予告実施 94 教育委員会内訳

開催 7～10 日前-----30/94(県 11 政 6 神 13)

開催 4～6 日前-----18/94(県 8 政 8 神 2)

開催 2～3 日前-----23/94(県 11 政 5 神 7)

開催 1 日前----- 7/94(県 7 政 0 神 0)

無記入-----16/94(県 9 政 1 神 6)

【質問 1】への見解

質問 1-A の会議開催予告の有無は、2001 年に初めて当団体が調査を行った理由のひとつであった。当時は、市民が教育委員会会議の傍聴をしたくても、開催日時や当日の案件を事前に知るのは困難で、予告（開催告知）が開催日の直前であったり、庁舎告知板に貼り出されるだけだったため、電話で度々問い合わせをしなければならなかった。四半世紀を経て、ようやくほぼ全ての教育委員会がホームページによる事前予告を行うようになった。ホームページ掲載していないのは、3 教育委員会だったが、そのうち市民向けの予告そのものを広報していないのは大分県教育委員会（報道機関には前日連絡）のみであった。傍聴者の有無に係わらず、市民に向けた開催予告は行うべきである。

質問 1-B のホームページでの開催予告期間では、開催の 20～30 日前と 1～2 週間前に掲載が多く、60 日・90 日前や 1 年間の開催予定の掲載も、合わせて 10 教育委員会あった。ただし開催前日～5 日前の予告では、現実的には傍聴できない場合も多い。最短でも 1 週間前には掲載してほしい。またネット予告以外に、会議席上での次回開催日予告は半数近い 43 教育委員会が行っており、15 教育委員会が広報紙掲載を併用して広報していた。

今回は、予告した開催日に予定されている案件の予告についても質問した。案件の予告は、3～7 日前に掲載が多い。掲載していない教育委員会も少なくないが、遅くとも 3 日前にはおよその案件は確定できるはずである。判明している範囲だけでも、予告してほしいものだ。

合わせて質問 1-C の会議席上での次回開催日予告は、半数近くが実施している。未実施の場合は、慣例とするよう求めたい。

今回調査で、教育委員会の公式 X（旧ツイッター）への開催予告掲載が初登場した。

質問 2 傍聴手続きは？

※複数回答可 該当する英文字と「・」に○を、（ ）には内容をご記入ください

A、傍聴申請書等の手続きは不要（当日会場に行けば良い）

B、傍聴申請書の記入が必要-----記入する情報は ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・年齢

・性別 ・職業 ・その他（ ）

C、傍聴申請の記入は……・1人一枚の申請票に記入して提出 ・用意された記帳簿に記入

A 傍聴手続き 不要-----19/97 (県 8 政 5 神 6)

B 傍聴申請記入 必要-----78/97 (県 39 政 15 神 24)

〈収集個人情報の内訳〉 ※収集している 78 教育委員会中

氏名のみ-----3/78 (県 0 政 0 神 3)

氏名・住所-----48/78 (県 27 政 10 神 11)

氏名・住所または電話-----1/78 (県 1 政 0 神 0)

氏名・住所・電話-----15/78 (県 5 政 3 神 7)

氏名・住所・電話以外も収集---7/78 (県 3 政 2 神 2) (会社名・所属先 5 年齢 2)

和歌山県・高知県・長崎県・仙台市・神戸市・座間市・山北町

無記入-----4/78 東京都・静岡県・滋賀県・開成町

C、記入形式

・1人1枚の申請票-----51/97 (県 19 政 14 神 18)

・記帳簿-----28/97 (県 20 政 2 神 6)

・記入不要-----18/97 (県 8 政 4 神 6)

【質問2】への見解

質問 2 は、市民が傍聴するためには、当日の受付で氏名・住所等の「個人情報を記入する必要があるか」の有無と、必要な場合は「どんな個人情報の記入を求められるのか」、さらに「記入は1人1枚の個票か記帳簿か」を問うことが目的であった。

この質問のきっかけは、傍聴を体験・希望した市民・保護者から共通して、「住所記入で子どもの学区・学校も判ってしまうのは不安」「相反する立場の市民も参加するのに、記帳簿への記入では、自分も他の傍聴者も、個人情報が丸見えになる」「なぜ電話番号や職業まで記入する必要があるのか？」等の声が出ていたからであった。

傍聴に際して、個人情報を記入する手続きは「不要」としているのは、19教育委員会であった。

いっぽう個人情報を記入する手続き(申請)が必要な場合、当方の「傍聴申請」という用語の説明が不十分だったため、「開催日以前に傍聴希望の申請が必要か」という解釈で回答した例が見受けられ、解釈がわかれてしまったこととお詫びしたい。

今回の調査で、傍聴希望者に対して氏名・住所・電話番号以外の職業、年齢、所属団体まで記入を求めているのは、7 教育委員会であった。市民の傍聴に、こんな情報まで必要とは思えない。過去の当団体の神奈川県内教育委員会調査で、今回同様の質問を行い、個人情報収集の理由を問うたが、必要性は見出せず、せいぜい「忘れ物」や「緊急連絡」のため程度であった。行政の個人情報収集は必要最低限に留めるべきであり、直ちに不要な個人情報収集を止めるよう求める。(年齢、職業等も記入が必要な教育委員会には要望書を提出)

さらに深刻なのが、記帳簿への記入である。記帳簿記入は、傍聴者の個人情報が、後から記入する他の傍聴者や周囲の第三者に丸見えになるからである。過去にこの記入方法の調査を神奈川県内の全 34 教育委員会に行い、傍聴希望者の個人情報保護を求めたところ、記帳簿記入形式は6教育委員会に激減し、1人1枚の紙片提出に改善された。

記帳簿への記入を求めている 28 教育委員会は、直ちに記帳簿記入を止め、1人1枚の記入票提出方式に改めて、個人情報保護に務めるべきである。(記帳簿記入形式の教育委員会には要望書を提出)

質問3 傍聴者への配布物は？ ※「案件」には審議事項だけでなく報告事項も含みます

※複数回答可 該当する英字、「・」に○をご記入ください

- A、配布物は…・当日の案件一覧 ・議案 ・案件ごとの会議（説明）資料
B、配布物は…・傍聴者が持ち帰り可能 ・終了後回収 ・傍聴者が開始前にコピーする
C、傍聴者への配布物は無い

A＜傍聴者への配布物＞

＜配布物の種類＞※母数は配布無し3教育委員会を除く94教育委員会

案件一覧・議案・資料のうち2つ以上を配布――84/94(県 41 政 19 神 24)

議案または資料――6/94(県 5 政 0 神 1)

案件一覧――2/94(県 0 政 0 神 2)(厚木市・松田町)

無記入――2/94(県 1 政 0 神 1)(高知県・中井町)

B＜配布物の持ち帰り＞

傍聴資料持帰り可――72/94(県 43 政 18 神 11)※希望者の自費コピー含む

傍聴資料回収――16/94(県 0 政 0 神 16)※開始前にコピー可能含む

タブレット貸し出し――1/94(県 0 政 0 神 1)

無記入――5/94(県 5 政 0 神 0)

C＜配布物の有無＞

・傍聴配布物無し――3/97(県 0 政 1 神 2)名古屋市・大井町・開成町

・傍聴配布物有り――94/97(県 47 政 19 神 28)

【質問3】への見解

会議では、委員・事務局ともに案件資料を見ながら発言・採決が行われる。このため、傍聴時に案件の内容に関する資料が手元に無い傍聴者は、審議の内容が正確に理解できない。また配布物が、案件名一覧だけの場合も、同様である。

誤解を防ぐためにも、傍聴者には、案件の内容がわかる議案書・資料の配付をすべきである。配布していない3教育委員会及び案件一覧のみ配布の2教育委員会は、是非改善していただきたい。

また、傍聴後、配布物を回収してしまう教育委員会にも、できるだけ持ち帰れるよう改善を求めたい。

今回調査で、傍聴者へのタブレットを貸し出し(横須賀市)や事前にホームページに資料を掲載(長野県)することによって、ペーパーレスを実現している教育委員会が初登場した。今後はこのような方法も増えていくと思われる。

(傍聴者に資料を配布していない教育委員会及び案件一覧のみ配布の教育委員会には要望書を提出)

質問4 教育委員会会議審議・採決のオンライン配信による公開は？

A、実施した……・2023年度(回) ・2024年度10月末日までに(回)

B、実施していない

A実施した-----6/97(県 2 政 4 神 0)

オンライン配信	北海道	大阪府	横浜市	大阪市	神戸市	熊本市
2023年度	1 回	10 回	1 回	1 回	21 回	定例会 12 回 臨時会 4 回
2024 年 4 月～10 月まで	0 回	6 回	1 回	1 回	12 回	定例会 7 回 臨時会 6 回

B実施していない-----91/97(県 45 政 16 神 30)

【質問4】への見解

教育委員会会議の動画ネット配信の実施には費用や手数がかかるため、実施は少数に留まったが、6教育委員会が実施していた。また、今回の調査対象以外の教育委員会で実施している例もいくつか確認しており、今後は増加する可能性もある。

実施している教育委員会の公開度を評価したい。

質問5 審議の進行は？

- A、公開案件を先に審議し、非公開案件は後に回して傍聴者が退室してから審議する
B、公開・非公開にかかわらず案件の順に審議する（その都度、傍聴者の入退室がある）

公開案件優先----- 90/97(県 46 政 19 神 25)

案件順----- 6/97(県 1 政 0 神 5)

(鳥取県・葉山町・大井町・真鶴町・箱根町・愛川町)

無記入-----1/97(熊本市)

【質問5】への見解

調査を始めた頃は、案件順に審議する教育委員会が多かったが、改善されたといえよう。非公開案件審議のたびに傍聴者や職員の出入りがあるのは、無駄な時間と手間がかかる。案件順に審議している 6 教育委員会は、会議開始冒頭で非公開案件の有無を諮り、公開案件を優先して審議し、終了後に傍聴者を退室させ、その後に非公開案件を審議することを慣例としてほしい。この方式なら、公開・非公開ごとの案件の区別、会議録や資料等の保存も容易になるはずである。

質問6 2023年4月～2024年10月の期間に、投票で採決した案件はありますか？

- A、投票で採決した案件は無く、全て、傍聴者が各委員の賛否がその場で判る採決方法だった（「挙手」、あるいは「各委員ごとに口頭で賛否を表明」「議長による賛否確認」での決定だった）
B、記名投票で採決した案件がある(案件名)
C、無記名投票で採決した案件がある(案件名)

A全て挙手採決だった-----84/97 (県 42/47 政 14/20 神 28/30)

B記名投票採決実施-----3/97 (県 1/47 政 1/20 神 1/30)(青森県・神戸市・秦野市)
案件名: 青森県は教育長人事等の書面表決、他2市は教科書採択

C無記名投票採決実施-----10/97 (県 4/47 政 5/20 神 1/30)
(栃木県・東京都・山口県・香川県・横浜市・静岡市・名古屋市・福岡市・熊本市・横須賀市)
案件名: 全て教科書採択

質問7 「質問6」で「C、無記名投票で採決した案件がある」の場合は、その案件名と挙手採決にできなかった実質的な理由をご記入ください。(ただし「規則にあるから」という理由は除きます)。 ※「・」印の審議の公開、非公開にも○を付けてください

<無記名投票採決実施の案件名>---無記名投票実施の案件は10教委全てが教科書採択
※横須賀市は採択候補選出で実施、採択決定は挙手採決

<無記名投票採決実施の理由> ※全文は巻末資料に掲載

- ・静謐な環境を確保(東京都・香川県)
- ・公正性の確保(山口県)
- ・責任ある、冷静な判断ができる環境の維持(横浜市)
- ・教育委員の意見が一つに収れんせず(静岡市)
- ・外部からの不当な働きかけに影響されることなく適切な採択環境を確保(福岡市)
- ・委員の「無記名投票による採択」の意見を受け、他の委員に異議の有無を諮った結果(熊本市)
- ・理由に該当する記述なし(栃木県・静岡県)

<無記名投票採決時の審議の公開・非公開>

山口県・香川県は審議も非公開

【質問6・質問7】への見解

質問6 の無記名投票を実施したのは10教育委員会あり、前回調査から都道府県で4、政令市で1の計5教育委員会減少した。

無記名投票採決は、各委員の判断記録を残さない不明朗な採決方法であり、教育委員として無責任な行為である。しかも実施された案件は、いずれも教科書採択の採決であった。

教科書採択は、外部からの不当な圧力や過大な営業活動が起きる可能性があるため、文部科学省も毎年教育委員会あてに、教科書採択の公正確保を求める通知を出し、会議や資料の公開を行うことによって、市民への説明責任を果たすよう指導している案件である。

質問7 で記入された無記名投票実施の理由には、「静謐な審議環境の維持」等の抽象的な理由しかなく、その教育委員会独自の実情が書かれているわけでもない。挙手採決が実施できない具体的・合理的な必要性は、まったく見出せない。

いっぽう殆どの教育委員会が挙手採決をしており、無記名投票実施の理由に書かれたような働きかけを怖れたり、採決の環境に左右されたりしているとは思えない。教科書採択の決定に関しては、市民の不信を招くだけの無記名投票採決は行うべきではない。

教育委員会会議の採決で、記名投票を実施したのは3教育委員会だった。教科書採択で記名投票を行った時の教育委員の判断記録は残るが、開かれた採択を実現するために、挙手採決への改善を求めたい。

(無記名投票採決実施の10教育委員会には要望書提出)

質問 8 教育委員会会議録(確定後)はどのように公開していますか? ※複数回答可

A、インターネット(ホームページ等)で公開している

掲載しているのは---・会議録のみ ・会議資料 ・審議結果の速報

B、情報センター等に配架し、いつでも閲覧可能である---・会議録のみ ・会議資料

C、閲覧には情報公開請求手続きが必要

D、その他()

A、ネットで公開-----97/97 (全教育委員会がネットに会議録または会議資料等を掲載)

<内訳>・会議録だけ掲載-----20/97(県 3 政 3 神 14)

・会議録+資料や速報を掲載-----57/97(県 36 政 13 神 8)

・会議録ではなく資料・速報のみ掲載----17/97(県 8 政 4 神 5)

・ネット掲載の内訳は無回答-----3/97(県 0 政 0 神 3)

B、ネット公開以外でも配架等により公開し自由に閲覧可能-----28/97 (県 10 政 7 神 11)

C、閲覧には情報公開請求手続きが必要-----0/97

【質問 8】への見解

全ての教育委員会がネット(ホームページ等)を活用しており、教育委員会会議の会議録や資料を掲載するようになった。ただし、案件がどのように審議・決定されたかを市民が確認できるよう、会議録だけ(20 教育委員会)、資料等だけ(17 教育委員会)ではなく、会議録と会議資料の両方を掲載してほしいものだ。ただし会議録は確定・公表まで 1 ヶ月以上かかる場合が多い。教育委員会会議をガラス張りにするなら、会議終了後、速やかに会議資料や採決結果の速報をネット掲載し、会議録は確定後掲載するというのが理想であろう。速報をネット掲載しているという回答は 24 教育委員会あった。ネットを活用して教育委員会会議の公開度を高める動きは、ぜひ推進してほしい。

さらにネット掲載に加えて、自治体の情報センター等にも、紙媒体の会議録や資料を配架して、常時閲覧可能にしているのは、28 教育委員会あった。

いっぽう現在は、全庁的に紙資料の配架は行っていないとの回答もあり、今後は情報センター等での紙媒体での自由閲覧は減少するかもしれない。。

質問 9 非公開案件を審議した部分(秘密会)の会議録は、作成していますか?

A、公開案件と同様に、発言者・発言ごとに記載する様式で記録している

B、作成しているが記載する内容は要点、概要のみ

C、作成していない(記録は案件名のみ)

※以下の()内の増減は、4 年前の前回調査との比較

A、公開案件と同様に、発言者・発言ごとに記載する様式で記録-----74/97(-2)

(県 37(+1) 政 16(+1) 神 21(-4))

B、作成しているが記載する内容は要点、概要のみ-----10/97(-2)

(県 6(±0) 政 3(+1) 神 1(-3))

(青森県・秋田県・山梨県・大阪府・兵庫県・大分県・横浜市・静岡市・堺市・箱根町)

C、作成していない(記録は案件名のみ)-----13/97(+4)

(県 4(±0) 政 1(-2) 神 8(+6))

(栃木県・石川県・和歌山県・福岡県・岡山市・三浦市・平塚市・大和市・伊勢原市・寒川町・大磯町・松田町・清川村) ※下線は新たに不記載となった教育委員会

<参考：不記載の教育委員会の前回回答との比較>※下線は新たに不記載となった教育委員会

不記載継続-----栃木県・福岡県・岡山市

発言者ごと記載→不記載-----石川県・三浦市・大和市・寒川町・大磯町・松田町・清川村

要点記載→不記載-----和歌山県・平塚市・伊勢原市

【質問 9】への見解

非公開(秘密会)審議・採決だった案件だからといって、その案件の会議録を作らなくてよいという訳ではない。そもそも審議・採決の会議公開・非公開、会議録等行政文書の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程の後付けや検証ができるように記録を残すことは、行政の責務のはずだ。

会議実施時点では非公開審議が適切であったとしても、記録を残すことの重要性は変わらない。時間が経ればその内容や一部が公開可能になる場合もあり、非公開会議の記録が行政側の適正な判断や運営の証拠になる場合もあるからだ。教育行政の中で最も重要な会議である教育委員会会議でさえ記録を取らない・残さない状態は、事実を闇に葬る手段とも成り得る。市民に情報隠しへの疑念を生じさせるだけでなく、非公開案件に指定した判断そのものへの不信も招きかねない。

また上記同様に、非公開会議の案件だから、要点筆記でよいということにもならない。

今回の調査で、作成していない教育委員会が前回調査よりも 4 教育委員会増加して13教育委員会になってしまった。前回調査との合計数の差は僅かだが、作成していないと回答した教育委員会の顔ぶれが 10 教育委員会も入れ替わった。特に神奈川県内の 8 教育委員会が、前回調査時の記載・要点記載から不記載へ後退してしまったのはどうしたわけか？

前回調査後、記録不記載だった 9 教育委員会には、記録を残す重要性を記述し、記載を求める「要望書」を送付した。そのうち 6 教育委員会が、今回記載に転じたので、「要望書」の効果はあったと思われる。しかし送付しなかった、つまり 4 年前は非公開案件の会議録を作成していた教育委員会が、なぜ記載を止めてしまったのだろうか？記録を残すことの意味や重要性は、教育委員会内部では認識されていなかったのだろうか？想定外の結果であった。

(非公開案件の会議録不記載の教育委員会には要望書を提出)

質問 10 会議録作成のための録音(電磁データ)は、情報公開請求が可能ですか？(請求の対象として扱っていますか？)

A、請求できる(・原則公開している ・公開の可否は未定 ・事例がないので可否は不明)

B、請求できない(理由)

A、請求できる----- 73/97 (県 35/47(+2) 政 16/20(-1) 神 22/30(+6))

B、請求できない-----21/97 (県 11/47(-3) 政 3/20(±0) 神 7/30(-11))

(青森県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・愛知県・滋賀県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県/
名古屋市・堺市・福岡市/南足柄市・大磯町・中井町・大井町・山北町・真鶴町・清川村)

*他の方法 1/97----県 0/47 政 1/20 神 0/30 (浜松市)

*無記入 2/97----(福井県・開成町)

<参考：請求不可で「録音データが無い」と回答した教育委員会の会議録作成方法>

★～以下が、後日問い合わせた内容の要約

- *青森県——「録音データが無い」★担当者によって方法は異なる。メモだけ、あるいは個人的に録音データ(会議録確定後消去)を使うこともある
- *東京都——「不存在」★業者委託し、作成されたものをテキストデータで受け取っている。この電磁データは請求可
- *佐賀県——「保存データが無い」★メモ・個人的に録音する場合もあり
- *浜松市——「録音していない」★スピーカーで拾った音声を文字変換(テキスト形式)するソフトを使用、その文字データは行政文書と認識している
- *福岡市——「不存在のため」★メモで作成

【質問 10】 への見解

情報公開法の改正に伴って、自治体の情報公開条例が見直され、紙媒体だけでなく、電磁データ(録音も含む)も「行政文書(公文書)」として扱うという規定が設けられているはずである。教育委員会についても、情報公開請求すれば教育委員会会議等の録音が公開されるようになり、この数年、録音公開をめぐる判例や審査会答申もいくつかだされている。

しかし 2020 年の前回調査では、情報公開請求に対して公開する・しないの結果以前に、そもそも会議録作成のための録音(電磁データ)は、「行政文書に該当しない」あるいは「会議録確定後ただちに消去している」という理由で、「情報公開請求の対象にはならない」という回答が多かった。そこで今回も前回同様、会議の録音が情報公開制度上、「請求の対象となるかどうか」を質問した。

今回は、請求可能とした教育委員会が7教育委員会増えて、73 教育委員会になった。特に神奈川県内で増えたのは、神奈川県および県内教育委員会に、前回調査時にはあった「会議録作成のための録音を行政文書から除外する」という規定が、その後廃止されたことが背景にあると思われる。

正式な記録は紙媒体であっても、録音には、語気・語調や間など、紙媒体にはない情報が含まれている。会議録では省略された事務局説明部分が、録音公開で判明し、教育委員会への疑念が晴れた例もある。録音の除外規定を設けることは、制度上適切とはいえない。

今回調査では上記の規定の有無は質問していないが、行政文書から録音を除外する規定は、情報公開制度の趣旨に照らして不適切である。除外規定については、廃止を求めたい。

この質問で「情報公開請求できない」と回答した教育委員会は、まだ 2 割を超えている。その多くは、「録音は、行政文書ではない」「会議録作成後消去しているため」という理由を挙げているが、その判断は条例に照らして適正なのだろうか？ 請求不可と回答した教育委員会の自治体の情報公開担当課に問い合わせると、条例では録音の電磁データは行政文書に含まれるとの返答であった例もある。また、「会議録作成後消去しているため」との回答は、行政文書の保存期間の問題であり、消去するまでは請求対象になるはずである。

まだ公開請求者がいない場合も多く、「録音が行政文書の対象であるかどうか」の判断が十分に検討されていないのではないだろうか。

録音については、「行政文書」としての適用判断、録音の保存期間、除外規定の有無、など課題が残る結果となった。今後も調査を続けたい。

また請求できないとした教委の中には、録音を経ずに音声から直接文字起こしができるソフトを利用している例(浜松市)や業者委託(東京都)しているケースがあった。

条例・規則に照らして、会議録作成のための録音が行政文書の対象であるかどうか、さらにその録音の保存期間について、各教育委員会の解釈・対応はまちまちで課題が多い。

昨年、当オンブズマンでは、神奈川県内全教委に教育委員会会議の録音の公開請求を行った。現在審査請求中の教委もある。その結果も含めて、今後も録音の調査を続けたい。

質問11 記録の保存期間について

※A～Cの各（ ）内に、保存期間を記入してください

★複数年の回答は、最短期間で集計

A、教育委員会会議の記録保存期間

保存期間	教育委員会会議 会議録	教育委員会会議 資料
永年	21/97(県 7/47 政 3/20 神 11/30)	17/97(県 6/47 政 3/20 神 8/30)
30年	58/97(県 34/47 政 13/20 神 11/30)	49/97(県 26/47 政 13/20 神 10/30)
20年	12/97(県 5/47 政 1/20 神 6/30)	12/97(県 5/47 政 1/20 神 6/30)/
1～5年	3/97(県 0/47 政 0/20 神 3/30)	13/97(県 6/47 政 1/20 神 6/30)
他	3/97(長期保存 1・常用 1・無記入 1)	6/97(長期保存 1・常用 1・内容で異なる 3・無記入 1)

【質問11-A教育委員会会議の記録】への見解

教育委員会会議の会議録の保存期間は、さすがに期間が長く、30年から永年が大多数であった。教育の行政委員会の最終決定機関としての記録であり、長期の基本計画策定や学習指導要領に準じた教育内容など、10年単位の案件にも参考となるよう、せめて10年以上の保存期間を設けてほしい。会議資料については、会議録と同期間としている教育委員会も多い。会議資料は、審議の詳細を伝えるためにも、会議録と同等の保存が望ましいのではないだろうか。

特に会議録・資料の保存期間が1～5年の教委は、電磁データ化するなど長期保存へ改善努力をしてほしい。

B、審議会等の記録保存期間会議録（ ）年

保存期間	審議委員会会議 会議録	審議会議 資料
25～永年	14/97	11/97
5～15年	34/97	35/97
1～3年	3/97	4/97
会議により異なる	13/97	13/97
無記入等	33/97	34/97

【質問11-B審議会の記録】への見解

審議会によって記録の保存期間が大幅に異なることは予想しておらず、質問設定が不十分だったため、半数近くの教育委員会が、無記入や審議会によって異なるという回答になってしまった。年数の回答があった中では、審議会会議録・資料とも5～10年が多い。審議会といえども1～3年ではあまりに短期間である。教育委員会会議同様、改善の努力をしてほしい。

C、会議録作成用の録音（音声データ）の保存期間（ ）

保存期間	教育委員会会議 録音
3年～永年	13/97 (永年--2 30年--2 10年--1 5年--3 3年--2 文書保存期間に準ずる--2)
1年	15/97
会議録作成後削除	33/97

会議により異なる	1/97
期間の定めが無い	14/97
無記入・録音無し等	21/97

【質問 11-C 録音】への見解

録音の扱いには課題が多く、保存期間も様々であった、質問 10 を参照してほしい。

<「教科書採択」について>

以下は各教育員会に共通する案件の実例として、2023 年度および 2024 年度の教科書採択についてお答え下さい。

質問 12 2023 年度および 2024 年度の教科書採択を決定した時の教育委員会会議は、傍聴者を入れる公開審議でしたか？

[2023 年度] 教科書採択審議

- A、審議・採決とも公開で行った-----68/97(県 21 政 20 神 27)
 B、審議は非公開で行い、採決は公開で行った---3/97(共同採択地区の神奈川県内 3 教委のみ)
 C、審議・採決とも非公開で行った-----12/97(県 12 政 0 神 0)
 (福島県・新潟県(2024 年は公開)・茨城県・富山県・石川県・
 福井県・岐阜県・岡山県・山口県・徳島県・香川県・宮崎県)
 ※教育長専決事項のため審議無し-----14/97(県 14 政 0 神 0)

[2024 年度]

- A、審議・採決とも公開で行った-----70/97(県 21 政 20 神 27)
 B、審議は非公開で行い、採決は公開で行った---3/97(共同採択地区の神奈川県内 3 教委のみ)
 C、審議・採決とも非公開で行った-----11/97(県 11 政 0 神 0)
 (福島県・茨城県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・岡山県・
 山口県・徳島県・香川県・宮崎県)
 ※教育長専決事項のため審議無し-----13/97(県 13 政 0 神 0)

【質問 12】への見解

教科書採択の教育委員会会議で採択の審議・採決を行ったのは、2023 年度は 83 教育委員会で、そのうち 68 教育委員会が会議公開し、非公開会議で行ったのは 12 教育委員会であった。2024 年度は、84 教育委員会中、新潟県が公開に転じて、非公開会議だったのは 11 教育委員会であった。両年度とも非公開はすべて都道府県教育委員会である。

教科書採択は、不当な介入や過大な営業活動が起きる可能性もあるため、特に公正性・透明性が求められる手続きである。文部科学省も、毎年、公正確保を呼びかける通知を出して、会議公開等、積極的に情報公開するよう求めている。都道府県教育委員会は、県立学校の教科書採択を行うだけでなく、このような国の通知を伝えたり、選定資料を作成するなど、市町村教育委員会を指導する立場も担っている。にもかかわらず今回の調査で非公開会議を行ったのは、都道府県教育委員会だけであった。市町村教育委員会には教科書採択の公開推進の通知を伝えて、自らは会議公開に背をむけるのはどうしたわけだろう。11 教育委員会には、教科書採択時の会議公開を求めたい。(非公開の 11 教育委員会には要望書を提出)

質問 13

採択関連情報の情報公開・公表は？

※以下の場合「公表」とは、ホームページ掲載、あるいは配架等により、市民が情報公開請求しなくても自由に閲覧可能な状態とします ※「期間をおいて」は9月1日以後
[2023 年度]

採択結果は？

- ・採択決定後、直ちに公表-----50/97
- ・採択決定後、期間をおいて公表(9月1日～)-----44/97
- ・採択決定後でも、情報公開請求が必要-----1/97
- 無記入-----2/97

選定審議会、採択協議会等の答申（協議結果）は？

- ・採択決定前でも一部を公開または公表している-----19/97
- ・採択決定後、直ちに公表-----17/97
- ・採択決定後、期間をおいて公表(9月1日～)-----42/97
- ・採択決定後でも、情報公開請求が必要-----15/97
- 無記入・審議会を置いていない-----4/97

その他採択関連資料（調査員報告書等）は？

- ・採択決定前でも一部を公開または公表している-----19/97
- ・採択決定後、直ちに公表-----17/97
- ・採択決定後、期間をおいて公表(9月1日～)-----42/97
- ・採択決定後でも、情報公開請求が必要-----15/97
- 無記入-----4/97

[2024 年度]

2023 年度と同様

※2023 年、2024 年とも無記入は 3

【質問 13】 への見解

今回初めて、2023 年の小学校用、2024 年の中学校用教科書の採択が行われた時の記録の情報公開時期を質問した。教科書採択は、7 月～8 月にかけて決定されるが、会議公開で傍聴者には採択結果をオープンにしているにも係わらず、半数近くの教育委員会が採択結果の公表を9月1日以降にしている。9月1日が、採択した教科書の国への需要数報告の締切日であることに合わせているからであろう。

しかし学校現場や市民が、次年度から4年間使う教科書がどれになるのか、早く知りたいのは当然であろう。近年、採択をめぐる贈収賄事件や不適正な営業活動が起きた。決定したはずなのに公表するまで期間を置くのは、疑念を生じるだけである。教育委員会会議で採択教科書決定後は、ただちに結果を公表するよう求めたい。

採択のための審議会答申や採択関連資料の公開も同様である。

その中で、採択審議会の答申や関連資料を採択決定以前に公開し、選定過程を「見える化」している教育委員会が、19カ所もあったことは評価したい。

以上
ご協力ありがとうございました。

＜回答の抜粋資料＞

＜質問 7 無記名投票採決の実施理由 ※案件はすべて教科書採択＞

栃木県	令和 7 年度（2025）年度県立中学校で使用する教科用図書の採択について（実施理由の記載なし）
東京都	※令和 6・7 年度都立小・中学校教科書採択/外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静謐な環境を確保するため
山口県	採択の公正性の確保のため
香川県	上記 2 件とも、委員個人が特定されない無記名投票形式とすることで、静謐な審議環境で採択を行うため
横浜市	会議の中では「責任ある、冷静な判断ができる環境の維持のため、無記名による投票をお願いしたい」といった意見がだされました。
静岡市	誰がどの教科書会社を選んだのか判らないようにすることで、教育委員の自由な投票を確保するため
名古屋市	会議において議論を尽くした結果、教育委員の意見が一つに収れんせず、各委員に諮られた結果、無記名投票が決定された
福岡市	複数の教科書発行者が出版している教科書の中から 1 者を選定するため、また、外部からの不当な働きかけに影響されることなく適切な採択環境を確保するため
熊本市	委員からの「無記名投票による方法での採択」の意見を受け、他の委員に対し異議の有無を諮った結果、異議がなかったため
横須賀市	（候補の決定を無記名投票で行い、候補決定後議案として挙手採決を行った）

＜質問 10 録音の情報公開請求が不可である理由＞★以下は後日、当方が聞き取りした内容

青森県	録音データが無い★会議録担当者によってメモ・録音使い分け
栃木県	※公文書として録音データを保有していないため
埼玉県	録音を保存していないため
千葉県	文書作成のために補助的に用いるために一時的に録音したものであり、行政文書から除外のため。
東京都	不存在★業者委託し、作成されたものをテキストデータで受け取っている。この電磁データは請求可。
愛知県	情報公開条例上、開示の対象となる行政文書にはあたらないため
滋賀県	会議録作成のための一時的な記録に過ぎないため
高知県	録音データは会議録作成担当の確認用に利用するもので公文書の取扱としていないため
佐賀県	※保存データが無い★
宮崎県	会議録作成用の録音は記録保存の対象ではないため
鹿児島県	会議録作成後、破棄しているため
名古屋市	録音データは教育委員会事務職員が会議録作成の補助手段として職員が個人の段階で取得したメモ代わりという性質のもので、組織的に使用・管理しているものではなく、行政文書にあたらないため、情報公開の対象外となります
堺市	録音データは会議録作成後、破棄するため

<提出先>要望項目 1, 和歌山県・高知県・長崎県／仙台市・神戸市／座間市・山北町

要望項目 2, 北海道・青森県・岩手県・福島県・茨城県・群馬県・千葉県・山梨県・
長野県・富山県・福井県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県・愛媛県・
高知県・長崎県・大分県・宮崎県／浜松市・京都市／座間市・大井町・
山北町・開成町・真鶴町・湯河原町

教育長・教育委員

傍聴者の個人情報保護を求める要望書

2025 年 4 月 24 日

かながわ市民オンブズマン

要望項目

- 1, 教育委員会会議等の会議の傍聴希望者から収集する個人情報は、必要最小限にしてください。
- 2, 傍聴者が個人情報を記入する場合は、記帳簿ではなく、1 人 1 枚の個票（紙片）に記入して提出する形式にしてください

要望理由

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 ヲ所を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

4 回目の調査として、2023 年度及び 2024 年度 10 月末までの期間について、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会のご回答は、要望項目の 1 または 2 に該当しています。つきましては、速やかに改善を行い、傍聴者の個人情報を保護するようお願いします。

- 1, 今回調査の「質問 2」は、市民が教育委員会会議等を会議を傍聴するためには、氏名・住所等の「個人情報を記入する必要があるか」、必要な場合は「どんな個人情報の記入が必要か」、さらに「記入は 1 人 1 枚の個票か記帳簿か」を問うことが目的でした。この質問のきっかけは、傍聴を希望した市民・保護者から共通して、「住所記入で子どもの学区・学校も判ってしまうのは不安」「相反する立場の市民が傍聴する場合もあるのに、記帳簿への記入の時に自分も他の傍聴者も、個人情報が丸見えになる」「なぜ電話番号や職業まで記入する必要があるのか？」という疑問の声がでたからです。

かつて神奈川県内で、個人情報収集の理由を質問したときは、忘れ物や緊急時の連絡以外に具体的な理由はありませんでした。年齢、職業、所属団体等の必要性を見直し、個人情報収集は必要最低限にしてください。

- 2, 記帳簿記入は、傍聴者の個人情報が、後から記入する他の傍聴者や周囲の第三者に丸見えになるため、個人情報保護への配慮を欠いています。過去にこの記入方法の調査を神奈川県内の全教育委員会に行い、傍聴希望者の個人情報保護を求めたところ、記帳簿記入形式は、全 34 教育委員会中の 6 ヲ所のみと激減し、1 人 1 枚の紙片提出に改善されました。

記帳簿記入を求めている 28 教育委員会は、直ちに記帳簿記入を止め、1 人 1 枚の記入票提出方式に改めて、個人情報保護に務めてください。

以上

<提出先> (案件のみ配布) 厚木市・松田町
(配布物無し) 名古屋市／大井町・開成町

教育長・教育委員

教育委員会会議傍聴者への案件資料配付を求める要望書

2025 年 4 月 24 日

かながわ市民オンブズマン

要望項目

1, 教育委員会会議等の会議の傍聴者に、案件ごとの内容がわかる資料を配付してください。

要望理由

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 教育委員会を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

4 回目の調査として、2023 年度及び 2024 年度 10 月末までの期間について、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会のご回答において、速やかに改善していただきたい事項がありました。

今回調査の「質問 3」で、教育委員会会議では、傍聴者に対して当日の案件一覧、議案、案件ごとの会議（説明）資料を配布しているかどうかを質問しました。貴教育委員会からは、傍聴者用資料は配布していない、あるいは配布しているのは当日の案件一覧のみとの回答をいただきました。

教育委員会会議の席上では、教育長・教育委員・事務局職員は議案・報告事項・会議資料等の内容が書かれた文書を見ながら、発言・採決を行います。

しかし、傍聴時に案件の内容に関する資料が手元に無い傍聴者は、審議の内容が正確に理解できません。口頭の事務局説明があったとしても、例えば「議案の〇〇ページに示してあります」とか「資料の図をご覧ください」では、なんのことかわかりません。また発言者の声だけでは、同音異義語等の区別がつかず、審議内容に対して誤解が生じる可能性もあります。

また配布物が、案件名一覧だけの場合も、同様です。

審議を正確に理解するためにも、誤解を防ぐためにも、傍聴者には、案件の内容がわかる議案書・会議資料等の配付をすべきと考えます。

配布していない教育委員会及び案件一覧のみ配布の教育委員会は、傍聴者が適切な内容の資料を見ながら傍聴できるよう、改善を行ってください。

以上

<提出先>栃木県・東京都・山口県・香川県／横浜市・静岡市・名古屋市・福岡市・熊本市／
横須賀市
教育長・教育委員

教育委員会会議での無記名投票採決についての要望書

2025 年 4 月 24 日
かながわ市民オンブズマン

要望項目

- 1 無記名投票採決は、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないでください。

要望理由

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、47 都道府県及び 20 政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 教育委員会を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

4 回目の調査として、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会のご回答において、改善していただきたい事項がございました。

調査対象であった 2023 年度及び 2024 年度 10 月末日までの期間について、無記名投票による採決を行っていたのは、貴教育委員会も含め、都道府県では 4、政令市では 5、神奈川県内では 1 教育委員会あり、その案件は、全て教科書採択でした。

無記名投票採決は、各教育委員の賛否が不明なだけでなく、記録を取らないために情報公開そのものが成立しません。審議の最終過程を永久に闇に葬り、万一不公正な判断が行われたとしても、それを検証することさえできない不明朗な採決方法です。

調査では、実施理由も質問しましたが、合理的・具体的な必要性は見いだせませんでした。

「より自由な評決が可能になる」「外部からの不当な圧力を避ける」「静謐な環境を維持する」などは、情報公開制度の開始直後の非公開理由によく見られた内容であり、このような理由は、情報公開制度の進展のなかですでに克服され、不適切とされてきたはずです。また、情報公開をめぐる訴訟判決でも、このような抽象的な内容は非公開理由として不十分であるとして退けられています。

公職である教育委員が、具体的な理由のない無記名投票採決を選び、各教育委員の判断記録を残さないようにするのは、市民に疑念を生じさせるだけです。

近年、教科書発行会社が検定中の教科書を教員等に見せて意見を聞き、謝礼を渡していたこと、渡された中には教育長や教育委員も含まれていたことが問題になりました。また、関西のある市で教科書採択をめぐる贈収賄事件があり、この市の教育委員 2 名も接待をうけていたことが報道されました。このような場合、たとえ採択結果に影響はなかったとしても、無記名投票をしていたのでは、事後の検証だけでなく、教育長や委員の身の潔白も立証することはできません。

当会では、10 年以上前から無記名投票採決の調査をしていますが、実施していた教育委員会はごく少数で、案件は教育委員長（現在は廃止）の互選と教科書採択だけでした。貴教育委員会も、少なくとも教科書採択を挙手で採決することは可能と思います。

以上

<提出先>栃木県・石川県・和歌山県・福岡県／岡山市／三浦市・平塚市・大和市・
伊勢原市・寒川町・大磯町・松田町・清川村

教育長・教育委員

非公開審議の会議録記載を求める要望書

2025年4月24日
かながわ市民オンブズマン

要望項目

1. 教育委員会会議において、非公開で審議・採決した案件についても、公開審議案件と同様に会議録に記載するよう、早急に改善することを要望します。

要望理由

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 カ所を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございます。

4 回目の調査として、2023 年度及び 2024 年度 10 月末までの期間について、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会のご回答において、早急に改善していただきたい事項がございました。

今回調査の質問 9 で、非公開となった案件の審議部分を記録しているかどうかを質問したところ、97 教育委員会中、84 教育委員会は、審議の公開・非公開に関わらず会議録を作成していました。しかし貴教育委員会を含む 13 教育委員会は、非公開とされた案件の審議部分は、会議録に記載していないとの回答でした。

教育委員会会議録に記載されていない部分ができてしまうのは、問題があります。例えば、試験問題や選考基準などのように、審議時点では会議の非公開が妥当であっても、時間が経過すれば公開可能な案件もあり、人事などの個人情報が含まれる案件であっても、当事者が本人情報開示請求すれば一部開示可能な情報もあると思われるからです。また、冒頭で非公開審議とされた案件は審議順を最後に回し、別に記載する等の工夫をすれば、記載や保存の事務処理も簡単はずです。

「地方教育行政の組織と運営に関する法律」においても公文書管理法においても、行政運営に際しては記録を残し、説明責任を果たすよう求めています。会議の公開・非公開にかかわらず、また会議録の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程等を合理的に跡付け、または検証できるよう文書作成を行うのは、行政の当然の責務のはずです。非公開案件の審議部分については記録を作成しないとしている 13 教育委員会は、行政文書作成についての基本的理解が不十分であるといわざるをえません。

教育委員会会議は、地方教育行政の中で最も重要な会議であるだけに、記録を残さない理由はないはずです。また、不記載は、安易に非公開案件指定を拡大しているとの疑いを市民から抱かれかねません。非公開とした判断自体の検証のためにも、記録は不可欠です。

審議記録として、公開案件と同様に、非公開案件の会議録を作成するようにしてください。

以上

<提出先>福島県・茨城県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・岡山県・山口県・徳島県・
香川県・宮崎県
教育長、教育委員

教科書採択の審議・採決の公開を求める要望書

2025 年 4 月 24 日
かながわ市民オンブズマン

要望項目

- 1, 教育委員会会議における教科書採択に関する審議・採決は公開とし、傍聴を可能にしてください。

要望趣旨

当オンブズマンでは、「開かれた教育」を求めて、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会計 97 カ所を対象に、教育委員会会議の運営や記録に関する公開度調査を数年ごとに行っております。貴教育委員会からも、毎回ご回答をいただきました。ご協力ありがとうございます。

4 回目の調査として、2023 年度及び 2024 年度 10 月末までの期間について、2024 年 11 月に「教育委員会会議の公開度に関する調査」を行いました。その結果、貴教育委員会において、早急に改善していただきたい事項がございました。

今回の調査では、全国の教育委員会に共通する具体的案件の例として、2023 年度および 2024 年度の教科書採択について、教育委員会会議での審議・採決の公開、採択結果や会議録等の公開時期を質問しました（質問 12, 13）。

質問 12 で、2023 年度・2024 年度に教科書採択の審議・採択を行ったのは 81 教育委員会で、そのうち教育委員会会議を非公開会議で行ったのは、2023 年度は 12 教育委員会、2024 年度は 11 教育委員会で、すべて都道府県教育委員会でした。

教科書採択は、不当な介入や過当な営業活動が起きる可能性もあるため、特に公正性・透明性が求められる手続きです。文部科学省も、毎年、公正確保を呼びかける通知を出して、積極的に情報公開するよう求めています。都道府県教育委員会は、県立学校の教科書採択を行うだけでなく、このような国の通知を伝えたり、選定資料を作成するなど、市町村教育委員会を指導する立場も担っています。にもかかわらず今回の調査で非公開会議を行ったのは、都道府県教育委員会だけでした。市町村教育委員会には教科書採択の公開推進の通知を伝えて、自らは会議公開に背をむけるのはどうしたわけでしょう。非公開の 11 教育委員会には、教科書採択時の教育委員会会議を公開で行うようにしてください。

以上

大阪カジノにも未来はない

代表幹事 大川 隆 司

- 1 今年4月24日、大阪湾に浮かぶ人工島「夢洲」で、大阪 IR の本体建設工事が始まった。場所は、関西・大阪万博会場の隣である。施工主体は、アメリカのカジノ大手MGMと日本企業が共同出資した「大阪IR」社だが、敷地49ha（東京ドームの10倍）の所有者は大阪市である。

市はこの土地を、月額428円/㎡で向こう35年間にわたって同社に貸し付ける契約を結んでいる。この賃料の額は、土地の価額を12万円/㎡とする評価を前提としている。

- 2 428円/㎡という賃料が安すぎる、ということを追求める住民訴訟が、2023年4月大阪地裁に提起された。大阪カジノに関連する住民訴訟は、大阪地裁には現在6件係属しているが、この賃料をめぐる訴訟がいま最も注目を集めている。それは、IR予定地東側の市有地を、大阪市が関西電力に変電所建設用地として33万円/㎡で売却したことが、最近判ったためだ。
- 3 不動産鑑定は、対象地の「最有効利用」の方法を想定して行われる。関電への払下価格 33 万円/㎡の鑑定書（平成6年）は、「高層ホテル」を最有効利用の方法とし、最寄り駅を「地下鉄夢洲駅」という前提でなされている。これに対し、12 万円/㎡という鑑定（平成元年）は、最有効利用方法を、1～2階建ての「ショッピングセンター」とし、最寄り駅は夢洲内には存在せず、3.5kmも離れている、という前提でなされていた。
- 4 大阪市自身が IR 事業推進のために土地を貸そうというのに、最有効利用を「高層ホテル」と想定しないとは、ふざけた話である。また、万博会場へのアクセスのため、大阪メトロ中央線の「夢洲」駅が実際に開業したのは今年の1月だが、その建設計画は大阪万博の誘致が決定した2018（平成30）年にはすでに動き出していた。万博後の開業を予定する IR の用地の鑑定に際して、「夢洲」駅の開業を想定しないことは、ありえない。
- 5 関西電力への売却価格 33 万円/㎡が仮に妥当なものだとすれば、大阪IRから市が徴収すべき賃料は、月額1176円/㎡、年額合計69億1488万円となる。月額 428 円/㎡の場合の年額合計 25 億1664万円との差は、年間に 43 億 9824 万円、35 年間では実に1539億3840万円という巨額に上る。

6 大阪市は、夢洲のIRに年間 2000 万人が来訪し、年間5200億円の収益が上がる、とソロバンをはじいている。そして年間5200億円のうち 8 割はカジノの収益で、その15%が大阪府と大阪府に納付金として入る、と想定している。毎年「テラ銭」が600億円入るなら、地代を40億円負けてやっても損はしない、という夢を大阪市、大阪府のトップ(すなわち「維新の会」の人たち)は描いている。

7 しかし、カジノがそんなに儲かるものなら、MGM以外の大手業者が全部手を引いたのはなぜだろうか。すでにカジノのマーケットでは、オンラインカジノのシェアが拡大し、リアルカジノの影は薄くなっているではないか。

「年間2000万人の来場者」という想定も、大阪万博の状況と比べれば夢想の産物だ。万博主催者は「1 日平均7万8000人の一般入場者が入っている」と発表した(4月25日)。この中には子供も含まれている。大人だけならせいぜい5~6万人だろう。その数が、一年中維持されようやく「年間2000万人」の水準に達する。つまり、毎日毎日「万博なみ」の入場者が永遠に持続すること、が大阪 IR のソロバンの前提なのだ。

8 MGM 自身が冷静にソロバンをはじき直せば、大阪 IR から撤退する、という展開もありうるだろう。それでも維新の会の方々は、IR で一儲け、という夢を捨てられないであろうか。

そもそも、カジノに利益をもたらすのは、少数のヘビーユーザー、すなわちギャンブル依存症患者であることは周知の事実である。その人たちが地獄から抜けられなくて必死に工面するお金で、自治体の財政が潤うことをヨシとするなら、覚醒剤を国が専売する制度のほうがよほど効率的だ、という議論さえ成立することになる。

私たち横浜市民はすでにカジノを見限ったが、大阪カジノにも未来は全くない、ということがまもなく明らかになるだろう。